

# 第 1 総 括

本工事の仕様指示に当り、その優先順位を次の通りとする。

1. 特記仕様書
2. 水道工事標準仕様書（最新版）
3. 共通仕様書（最新版）
4. 工事図面（別添の通り）
5. 工事明細書（別添の通り）
6. その他指示事項

配水用ポリエチレンパイプシステム協会作成施工マニュアル

## 第 2 特 記 仕 様 書

1. 工 事 名 久原地区配水管布設替工事
2. 工事場所 東伯郡 三朝町 久原
3. 工 期 契約締結日 ~ 令和 8 年 9 月 30 日
4. 工事概要 本工事の概要は、次の通りである。

工 種	構 造	形 状 寸 法	数 量
配水管布設工	HPPE	φ 75mm	140m

### 5. 各種仕様

(1) 管材の規格は、次の通りとする。

水道配水用 <sup>ホ</sup> ポリエチレン管EF受口付直管 (HPE)	J W W A K 1 4 4
同上異形管	J W W A K 1 4 5
水道用 <sup>ホ</sup> ポリエチレン管 (PP)	J I S K 6 7 6 1
同上異形管	

※ 鋳鉄製異形管は、全て内外面粉体塗装及びショートタイプとする。

※ その他は水道工事標準仕様書による。

(2) 骨 材

埋戻用	購入土 (真砂土)
路盤用	M-30
路盤用	C-40

### 6. その他

(1) 転圧工

埋戻用	タンバ 20cm × 5回転圧
路盤用	タンバ 10cm × 10回転圧
舗装仮復旧用	タンバ転圧

(2) アスファルト混合物

密粒度アスコン (13mm TOP) ..... A s 量 4.0~5.0%

※ アスファルト混合物は、再生材を用いる事。

(3) 成果品

提出すべき成果品は、別添『工事施工管理基準仕様書』によるものとし、提出部数は1部とする。

(4) 水圧テスト

水圧テストの対象区間はφ50mm以上の管路の本設区間とする。水圧テストは発注者側監督員の立会いのもとで行なう。水圧テストは以下の要領で番号順に行なう。

- ①空気弁を開放し、排気状態を確認しながら徐々に充水する。
- ②充水後も空気弁を開放状態にして空気が完全に抜けるのを待つ。
- ③空気が完全に抜けたことを確認して試験水圧により初期加圧を行なう。
- ④加圧後24時間放置する。
- ⑤24時間後、試験水圧まで再加圧し、その後さらに24時間放置する。
- ⑥24時間後、圧力値を計測する。

水圧テストの試験水圧及び合否基準は以下のとおりとする。

試験水圧 (kg・f/cm<sup>2</sup>) ……水圧テスト対象区間の最大静水圧+5.5kg・f/cm<sup>2</sup> (ビニ管、ポリエチレン管は2.5kg・f/cm<sup>2</sup>)  
合否基準。

$P_h \geq 0.7P$  ……合格

P : 試験水圧

$P_h$  : 上記⑥による実測圧力値

水圧テストの結果が不合格の場合は、原因究明のうえ適正な処置を行ない再試験する。それでも不合格の場合は発注者と協議し、発注者の指示により必要な処理を行なう。

(5) コンクリートは、原則として生コンを使用する。

セメントは、高炉セメントB種を使用するものとし、混和剤及びAE剤については、監督員が必要に応じてその種類、量及び空気量について指示する。設計基準強度、その他については下表による。

呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	使用箇所
18	5	40	床均しコンクリート
18	8	40	無筋構造物・小構造物
21	8	20~25	鉄筋構造物
24	8	20	鉄筋構造物

生コン使用に当たっては、次の各表を提出するものとする。

(ただし、JIS A5308によるものは、下記(ロ)、(ハ)、(ニ)を除く。)

- (イ) レディミクストコンクリート使用承認願
- (ロ) レディミクストコンクリート配合報告書
- (ハ) 骨材試験成績表
- (ニ) セメント試験成績表

(6) 用地及び付帯工事

工事に必要な材料置場、仮設道水路等一切の敷地、及びこれに伴う費用、付帯する工事等は、すべて請負者において処置しなければならない。

(7) 工事用機械

- ① 施工中の重機械の搬出は、監督員と協議のうえ行うこと。
- ② 工事の遂行上監督員が必要と認め指示した重機械は、直ちに搬入しなければならない。

(8) 工事施工

① 施工管理

別添『工事施工管理基準仕様書』による。

(9) 道 路

資材機械等の運搬に際し既存道路、及び構造物等を破損した場合は、請負者の負担において速やかに補修し、通行に支障がないようにしなければならない。

なお、交通制限等の必要のある場合は、あらかじめ監督員の承認を受け、且つ所要の手続きは、監督員を経由して関係機関に行うものとする。

(10) その他補償工事等

①地区内にあるNTT柱、中電柱等及び諸施設の移転について工事の工程で本工事に不都合を生ずる場合は事前に監督員に連絡し、みだりに関係諸機関の了解を受けずに移動若しくは取り除いてはならない。

②工事中諸施設を破損した場合は、完成者及び関係各機関に遅滞なく届け出るとともに、その指示により請負者において処理し、監督員に速やかに報告すること。

③工事施工に伴い、地区内の農業用小施設及び物件（ハデ木小屋・サイロ・立木等）の取り払い移動については監督員の指示により施工しなければならない。

④工事中に重機械等の移動等により工事完成部を破損した場合等は、速やかに監督員に届け、直ちに修復しなければならない。この場合、監督員の確認が必要である。

⑤工事施工について、その期間中所定の様式に従い、日報を提出しなければならない。

⑥工事打合せ事項は、所定の様式により打合せしなければならない。

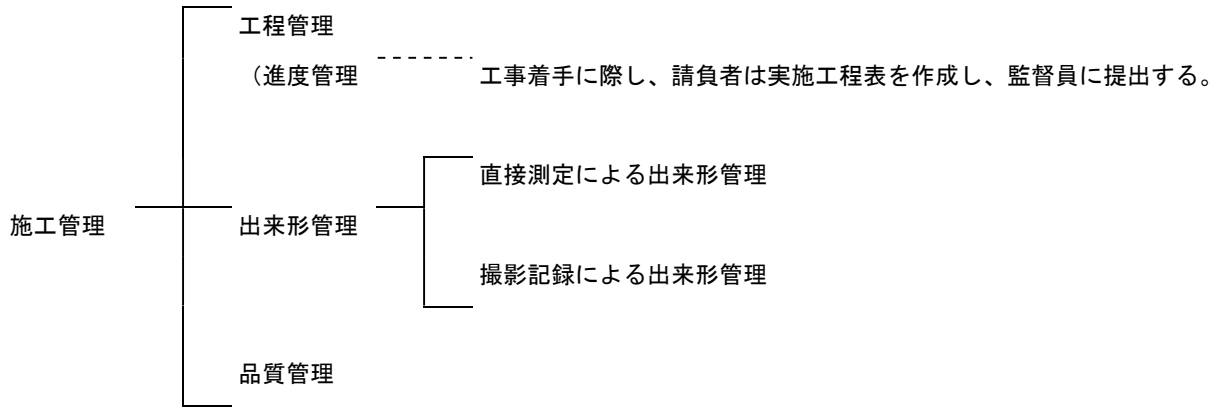
打合せ簿に記載されない事項については変更の対象としない。

⑦配管の施工にあたっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習会を受講した者が行うものとし、受講者証の写しを提出すること。

# 工事施工管理基準仕様書

1. この施工管理基準は、土木工事の施工の近代化に即応して工事の出来形及び品質の向上を図るため、請負者が実施する施工管理の基準を示すものである。

2. 施工管理の基本構成は、次のとおりである。



(1) 工程管理とは、指定期日、手持資材を考慮し、工事施工達成に必要な作業の手順及び日程を定め、工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討し、必要な処理を取ることをいう。

(2) 直接測定による出来形管理とは、工事の出来形を把握するため工作物の寸法、凸凹、勾配基準高等を施工の順序に従って直接測定し、逐次その結果一覧表に記録し、常時的確な管理を行うことをいう。

(3) 撮影記録による出来形管理とは、出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階及び施工の進行過程を確認するため必要に応じ撮影記録を行うことをいう。

(4) 品質管理とは、資材等の品質を把握するため物理的、化学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表、又は結果一覧表に記録し、常によりの確な管理を行うことをいう。

3. 施工管理の実施に当たって、請負者は、当該工事に施工管理責任者を定め、監督者に通知するものとする。施工管理を掌握し、この基準に従い善良な管理を実施しなければならない。

(1) 出来形管理、品質の実施は、次項4によるものとする。なお、本仕様書に明示されていない事項については、監督者の指示によるものとする。

(2) 施工管理は工事の進行に伴い、速やかに実施し、その結果を監督員に報告し、確認を受けるものとする。監督員は請負者の管理記録を重視（書類チェック）し、必要に応じランダムに現場で検討を行うものとする。

(3) 出来形測定及び試験等の測定値がはなはだしく偏向する場合、ばらつきが大きい場合は、その原因を是正し常に所要の品質規格が得られるよう努めなくてはならない。

(4) 竣工検査、記載部分検査に際しては、管理図表、又は結果一覧表等を整備し、提出するものとする。

#### 4. 施工管理基準及び管理方式

##### (1) 直接測定による出来形管理

イ) 不可視部分の測定に当たっては、測定時期を逸しないよう特に注意しなければならない。

ロ) 出来形測定に当たっては、測定誤差等を極力少なくするように努め、測定機器を常に点検整備しておかなければならない。

ハ) 出来形測定管理は、出来形管理基準により行うものとする。

##### (2) 撮影記録による出来形管理

イ) 工事写真は、工事そのものが設計図書どおり施工されたかどうかの点を確認、又は判定するための重要な証拠資料となるものであるから、誰が見ても形状寸法等が明確に把握でき、場所、時期等の確認判定ができるよう撮影しなければならない。

ロ) 写真撮影は、撮影管理基準によるものとする。

ハ) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアルに基づく施工管理を行うものとする。

##### (3) 品質管理

###### イ) コンクリート関係

① 品質管理の結果は、その都度施工管理記録に整理し、監督員に提出しその承認を受けるものとする。

② 品質管理の結果は、直ちに施工管理に反映させて常に所要の品質規格が得られるように努めなければならない。

③ 品質管理を必要とする項目及び(測定)基準は、品質基準により行うものとする。

###### ロ) 二次製品関係

① J I S規格製品は、コンクリートの配合表筋等の規格証明書製品の強度試験実施時の写真を添付した報告書を管理基準の内容のものと照合、確認するものとする。

② 形状、外観は現場搬入時において確認しなければならない。

③ J I S規格同等品、及びJ I S規格外製品についてもJ I S規格製品に準じ試験を行い、試験結果を提出し、品質の確認を受けなければならない。

④ 製品には、原則として製造工場、又はその略写呼名及び製造年月日を明示したものとする。

###### ハ) 配水用ポリエチレンパイプ

① 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアルに基づく品質管理を行うものとする。